

相談支援従事者現任研修の受講について

相談支援専門員として従事するためには、**相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。**

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修1回目 (この間に1回以上修了)	現任研修2回目 (この間に1回以上修了)	現任研修3回目 (この間に1回以上修了)	現任研修4回目 (この間に1回以上修了)
平成18年度 ※1	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成19年度 ※1	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成20年度 ※2	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成21年度 ※2	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成22年度 ※2	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成23年度 ※2	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成24年度 ※2	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成25年度 ※3	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
平成26年度 ※3	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
平成27年度 ※3	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
平成28年度 ※3	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
平成29年度 ※3	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
平成30年度 ※4	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度

※1 平成18年度から平成19年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内に1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内に2回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して11年度から15年度以内に3回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※2 平成20年度から平成24年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内に1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内に、2回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※3 平成25年度から平成29年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、その修了年度の翌年度から起算して5年度以内に相談支援従事者現任研修(1回目)を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※4 平成30年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、**今年度までに現任研修を修了しなければ、相談支援専門員の資格は失効します。**